



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年10月14日(火) 第10340号

## ■ 目次

ページ

### 告 示

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ○道路の区域変更（道路管理課） | 2 |
| ○道路の供用開始（同）     | 2 |

### 選挙管理委員会告示

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 | 2 |
|-----------------------|---|

## ■ 告示

### ◎群馬県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	254号	高崎市吉井町吉井字通町35番地先から同市吉井町下長根字上川原143番の1地先まで	前	7.5~8.7	52.0
			後	7.5~8.7 8.0	52.0 76.2

### ◎群馬県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県国土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月14日

群馬県知事 山本一太

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
一般国道	254号	高崎市吉井町吉井字通町35番地先から同市吉井町下長根字上川原143番の1地先まで	令和7年10月14日

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年10月14日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,435

- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 296, 465
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10, 068
甘楽郡	5, 827
吾妻郡	14, 190
利根郡	8, 592
佐波郡	9, 791
邑楽郡	26, 175
前橋市	91, 123
高崎市	102, 008
桐生市	29, 003
伊勢崎市	55, 477
太田市	58, 444
沼田市	12, 371
館林市	20, 165
渋川市	20, 659
藤岡市・多野郡	18, 277
富岡市	12, 709
安中市	15, 479
みどり市	13, 554

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111